

28消安第5643号  
28水漁第1696号  
平成29年3月17日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

「中国向け輸出活水産物の取扱いについて」の一部改正について

中国向けに輸出される活水産物については、「中国向け活水産物の取扱いについて」（平成26年7月17日付け26消安第1731号農林水産省消費・安全局長通知、26水漁第441号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、衛生証明書の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を導入することとしました。

つきましては、通知の別紙「中国向け輸出活水産物の取扱要領」を別添のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係営業者等への周知方よろしくお願いします。